

令和3年4月

お客様各位

豊田信用金庫

豊田信用金庫投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款の改訂のお知らせ

当金庫では、令和3年4月1日より豊田信用金庫投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款を改訂しますのでお知らせします。

なお、改訂後の約款は、改訂前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 対象となる約款

- ・豊田信用金庫投信取引約款（改訂日 令和3年4月1日）
- ・特定口座約款（改訂日 令和3年4月1日）
- ・非課税口座約款（改訂日 令和3年4月1日）

2. 主な改訂内容

○豊田信用金庫投信取引約款

「民法の一部を改正する法律」の成立等に伴い、「混合寄託」に係る規定が新設されたことから、投資信託受益証券の保護預り取引等における「混蔵」の語を「混合」の語に改めました。

○特定口座約款

年間を通じて譲渡および配当等の受入れが発生していない特定口座については当該口座の開設のお客様に対する特定口座年間取引報告書作成が省略されることを「年間取引報告書の送付」にかかる項目に追記しました。

○非課税口座約款

- ・非課税口座の新規開設手続が、「非課税口座簡易開設届出書」による方法に一本化されることに伴い、「非課税適用確認書」等にかかる記載を削除しました。
- ・税務署から非課税口座の開設ができる旨の通知があるまでは、お客様から買付申込等を受け付けないこと記載を追加しました。
- ・勘定設定期間が、非課税管理勘定・累積投資勘定ともにそれぞれ一本とされていることに伴う記載の整備をしました。
- ・その他、税制改正に伴う条文番号の変更等、内容の軽微な修正を実施しました。

3. 改訂後の約款は、こちらからご確認いただけます。

各種規定一覧

また、購入時手数料等、信託財産留保額等については、当金庫ホームページ「投資信託基準価額一覧」からご確認いただけます。

以上